

報道関係者 各位

令和3年11月17日（水）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部賃金室

室長 勝田 清人

室長補佐 壺屋 明

（直通電話）099（223）8278

（FAX）099（226）7772

鹿児島県特定（産業別）最低賃金の改正について

鹿児島労働局長（三輪 宗文）は、鹿児島県内の特定（産業別）最低賃金について、鹿児島地方最低賃金審議会（会長 山本 晃正）の答申のとおり、改正することを決定し、官報公示を行いました。

改正する特定（産業別）最低賃金は、鹿児島県内の2つの産業で働く労働者に、効力発生日から適用されます。

なお、鹿児島県最低賃金（時間額 821 円）は、本年 10 月 2 日から発効しており、特定（産業別）最低賃金の適用される者を除く、鹿児島県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

鹿児島県特定（産業別）最低賃金

産業名	現行 時間額	改正 時間額	効力発生日	引上額	引上率
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	815円	842円	令和3年 12月17日	27円	3.31%
自動車（新車）小売業	847円	872円	令和3年 12月16日	25円	2.95%

※ 百貨店、総合スーパーは、改正されなかったため、本年 10 月 2 日から鹿児島県最低賃金（821 円）が適用されています。

また、鹿児島県最低賃金（821 円）は、令和 2 年 12 月 27 日に発効された電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（815 円）を上回ったことから、令和 3 年 10 月 2 日から鹿児島県最低賃金が適用されています。

1 鹿児島県内の特定（産業別）最低賃金（上記2業種）の改正については、本年8月24日に、鹿児島労働局長から鹿児島地方最低賃金審議会会長に対し諮問を行いました。

同審議会は、審議の結果、2業種それぞれ、上記表のとおり引き上げることが適当である旨の答申を本年10月18日までに行いました。鹿児島労働局長は、同審議会の答申内容を公示し、意見を求めましたが、申出期限までに異議の申出がなかったため、上記の改正額・引上額が確定しました。

自動車（新車）小売業最低賃金については、昨日（11月16日）、官報公示がなされ、本年12月16日の効力発生日が確定しました。

また、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金についても、本日（11月17日）、官報公示がなされ、本年12月17日の効力発生日が確定しました。

2 特定（産業別）最低賃金は、関係労使が鹿児島県最低賃金（821円）より高い金額水準が必要と認めた2業種に設定されており、当該業種の労働者（パート、アルバイトを含む。）に適用されます。

3 特定（産業別）最低賃金の適用業種の労働者であっても、以下の①から④に該当する者については、特定（産業別）最低賃金は適用除外となり、鹿児島県最低賃金（821円）が適用されます。

① 18歳未満又は65歳以上の者

② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者

③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

④ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業において、次に掲げる業務に主として従事する者

ア 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋳ばり取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

イ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務

4 鹿児島県特定（産業別）最低賃金の適用を受ける雇用労働者数は、約1万7千人です。